

改正後	改正前
<p>（ビラの頒布方法）</p> <p>第百九条の六 法第百四十二条第六項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げるビラの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 略</p> <p>イ 略</p> <p>二 イの候補者が所属する衆議院名簿届出政党等（法第八十六条第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該候補者が所属するものとして記載された政党その他の政治団体に限る。）の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>二 略</p> <p>三 法第百四十二条第一項第二号 から第七号までの</p>	<p>（ビラの頒布方法）</p> <p>第百九条の六 法第百四十二条第六項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げるビラの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 法第百四十二条第一項第一号のビラ 次に掲げる方法</p> <p>イ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>ロ イの候補者を届け出た候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>ハ ロの候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>ニ イの候補者が所属する衆議院名簿届出政党等（法第八十六条第七項（同条第八項において 〃の例によることとされる場合を含む。）の規定により当該候補者が所属するものとして記載された政党その他の政治団体に限る。）の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>二 法第百四十二条第一項第一号の二のビラ 次に掲げる方法</p> <p>イ 当該ビラに係る公職の候補者たる参議院名簿登載者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>ロ イの参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の選挙事務所内における頒布</p> <p>三 法第百四十二条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までの</p>

ビラ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

四 略

五 法第四百二十二条第三項のビラ 次に掲げる方法

イ〜ハ 略

二 イの衆議院名簿届出政党等の所属候補者（法第八十六条第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者として記載された候補者をいう。）の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

（都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）
第三百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところに

ビラ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

四 法第四百二十二条第二項のビラ 次に掲げる方法

イ 当該ビラに係る候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ロ イの候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ハ イの候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

五 法第四百二十二条第三項のビラ 次に掲げる方法

イ 当該ビラに係る衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ロ イの衆議院名簿届出政党等である候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ハ ロの候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
二 イの衆議院名簿届出政党等の所属候補者（法第八十六条第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者として記載された候補者をいう。）の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

（都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）
第三百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところに

よる。

事 項	再選挙の行われる区域	
	一の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域
法第四十二条第一項	二千二百枚	六百枚
法第四号の通常葉書の数		
法第四百二十二条第一項	六千五百枚	千八百枚
第四号のビラの数		
法第四百四十四条第一項	四百枚	百五十枚
第三号のポスターの数		
法第九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	四人

2 略

(指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	一の区	一の区の一部の区域
--------------------	-----	-----------

よる。

事 項	再選挙の行われる区域	
	一の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域
法第四百二十二条第一項	二千二百枚	六百枚
法第四号の通常葉書の数		
(新設)	(新設)	(新設)
法第四百四十四条第一項	四百枚	百五十枚
第三号のポスターの数		
法第九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	四人

2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙においては、候補者は、法第四百九条第四項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。

(指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	一の区	一の区の一部の区域
--------------------	-----	-----------

事	項	再選挙の種類	
		議会の議員の選挙	長の選挙
法第四十二條第一項	長の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
法第五號の通常葉書の數	四千五百枚	五百五十枚	二千二百枚
法第四十二條第一項	一万三千枚	千六百枚	六千五百枚
第五號のビラの數	八百枚	四百枚	四百枚
法第四十四條第一項	八百枚	四百枚	四百枚
第三號のポスターの數	九人	五人	五人
法第九十七條の第二項の報酬の支給を受けることができる者の員數	九人	五人	五人

2 略

(指定都市以外の市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百二十二條の七 指定都市以外の市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事	項	再選挙の種類	
		議会の議員の選挙	長の選挙
法第四十二條第一項	議会の議員の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
第六號の通常葉書の數	五百五十枚	五百五十枚	二千二百枚

事	項	再選挙の種類	
		議会の議員の選挙	長の選挙
法第四十二條第一項	長の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
法第五號の通常葉書の數	四千五百枚	五百五十枚	二千二百枚
法第四十二條第一項	一万三千枚		六千五百枚
第五號のビラの數	八百枚	四百枚	四百枚
法第四十四條第一項	八百枚	四百枚	四百枚
第三號のポスターの數	九人	五人	五人
法第九十七條の第二項の報酬の支給を受けることができる者の員數	九人	五人	五人

2 前条第二項の規定は、前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙について準用する。

(指定都市以外の市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百二十二條の七 指定都市以外の市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事	項	再選挙の種類	
		議会の議員の選挙	長の選挙
法第四十二條第一項	議会の議員の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
第六號の通常葉書の數	五百五十枚	五百五十枚	二千二百枚

2 略	法第百四十二条第一項 第六号のビラの数	千六百枚	六千五百枚
	法第百四十四条第一項 第三号のポスターの数	四百枚	四百枚
	法第百九十七条の第二 二項の報酬の支給を受 けることができる者の 員数	四人	四人

2 第百三十二条の五第二項の規定は、前項の再選挙について準用する。	法第百四十二条第一項 第六号のビラの数		六千五百枚
	法第百四十四条第一項 第三号のポスターの数	四百枚	四百枚
	法第百九十七条の第二 二項の報酬の支給を受 けることができる者の 員数	四人	四人